

# 景観協議会における検討事項の要点

景観計画において定めるべき事項は、別添・骨子素案の「景観計画の構成」に示す四つの事項です。

パブリック・コメント手続の実施までに、あと2回の策定委員会を開催する予定ですが、以下に示す内容で検討を行います。

## (1) 景観協議会での検討内容について

景観計画及び景観条例の案を作成することになっていますが、それぞれの回における検討内容は以下の表のとおりとなります。

回別	項目	内容(結果)
第2回 景観協議会	景観計画第1章～第4章	検討(作成完了)(第4章再検討)
	景観計画第5章1及び2	意見交換
第3回 景観協議会 (10月29日)	景観計画第4章	再検討(作成完了)
	景観計画第5章1及び2	検討(作成完了)
	景観計画第5章3(色彩除く)	意見交換
第4回 景観協議会 (11月19日)	景観計画第5章3(主に色彩)	意見交換
	景観計画第6章～第9章	意見交換
	景観条例骨子	意見交換
第5回 景観協議会 (22年1月頃)	景観計画及び景観条例骨子 (パブリック・コメント手続用資料)	検討(作成完了予定)
パブリック・コメント手続(22年3～4月)		
第6回 景観協議会 (22年6月頃)	景観計画及び景観条例骨子(案)	検討(作成完了予定)

## (2) 第3回景観協議会で行う内容について

### a) 景観計画第5章3【主に色彩基準】

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
第5章3	景観形成基準の種別	・建築物等では13項目の制限事項があり、事業主はこの内容に適合するよう努めなければならない。
	景観形成基準の制限内容	・市の基本的な景観形成の共通基準を定めている。 ・ゾーン、拠点、重点地区では共通基準をベースにその区域の特性にあった基準を定めている。 ・基本的な考え方は、主として周囲との調和、奇抜な造形の排除、資源の保全などがあげられる。
	(色彩基準)	・色を定量的に表す基準としてマンセル表色系を使用する。 色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。

	(色彩基準)	<p>例：5 Y 7 / 4 (色相：5 Y黄色、明度：7、彩度：4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩を基準色と強調色に分類し、基準色について数値による制限を定める。</li> <li>・強調色は、数値による制限がない。</li> <li>・住居・自然系、商業系及び重点地区(2箇所)の4区分において、それぞれ、暖色系、寒色系の色彩基準を定める。</li> <li>・暖色系色彩は、赤～橙～黄</li> <li>・寒色系色彩は、黄緑～緑～青～紫～赤紫</li> </ul>
--	--------	---

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。

b) 景観計画第6章～第9章

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
第6章～第9章	景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成を推進する建造物や樹木を指定することにより、景観の保全や維持を図る。</li> <li>・建造物や樹木の所有者との協議が整い次第、指定を行う。</li> </ul>
	屋外広告物の設置誘導基準に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する広告物は景観形成基準を、その他の広告物は埼玉県屋外広告物条例を適切に運用する。</li> <li>・市の景観特性に応じた市独自の屋外広告物条例の制定を検討する。</li> </ul>
	景観重要公共施設に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成を推進する公共施設の位置や整備基準等を定める。</li> <li>・公共施設管理者との協議が整った段階で、景観計画を変更し定める。</li> </ul>
	景観形成の推進方策に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業景観ガイドラインの作成を行う。</li> <li>・市民等が行う景観まちづくり活動の支援策を検討する。</li> <li>・市民等に対する景観啓発の支援策を検討する。</li> <li>・良好な景観形成を推進するための審議会や景観アドバイザーを設置する。</li> </ul>

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。

c) 景観条例骨子

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
景観条例骨子	条例骨子について(主に総則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観条例は、景観計画が定める内容を補完する意味合いが強い。</li> <li>・委任条例として、景観計画の内容を担保する。</li> <li>・自主条例として、基本理念、景観形成の推進方策等の履行担保、景観審議会の設置等を定める。</li> </ul>

以上について意見交換していただき、次回の第5回協議会で結論を出すことを目標とします。